

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 2	1	平成30年4月12日付30公大首総総第58号「公立大学法人首都大学東京危機管理マニュアル（関係文書）作成業務委託」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 業務委託に係る文書については、業務委託内容、契約金額等の情報が記載されており、公にすることで事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	2	「危機管理マニュアル関連文書」作成・見直し業務 報告書（2019.3.29）	報告書には企業のノウハウ等が記載されており、公にすることで当該企業の競争上の地位が損なわれると認められるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。
① 3	3	事故調査委員会の進め方（令和 3 年 5 月 7 日）	資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	4	現場視察後所感（令和 3 年 5 月12日視察）	現場視察後所感は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	5	ヒアリング記録（令和 3 年 5 月19日）	ヒアリング記録については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ヒアリング記録には、外部委員の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	6	ヒアリング記録（令和 3 年 5 月26日）	ヒアリング記録については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ヒアリング記録には、外部委員の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	7	調査委員 意見	調査委員意見については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員意見は、外部委員の意見を記載した内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	8	0720 事前打合せ資料	打ち合わせ資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 打ち合わせ資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	9	〇〇部〇〇事故調査の現状と今後の進め方（2021年11月16日）	資料には、氏名等が記載されているものがあり、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 3	10	1126報告に向けた確認事項	資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	11	最終報告書公表に向けた検討資料	資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
① 4	12	ヒアリング内容に関する専門家への意見聴取資料 一式	資料には氏名等は記載されていないものの、役職名など関連情報の記載等から特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 資料には、外部委員の意見を聴取した内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	13	0610打ち合わせ資料	打ち合わせ資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 打ち合わせ資料には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	14	〇〇部ヒアリング時間表①	時間表には、学生の氏名、所属学部、学年等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	15	〇〇部ヒアリング時間表②	
	16	〇〇部ヒアリング記録①	記録には、学生等の氏名が記載されているものがあり、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 記録は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 記録を公にすることにより、学生等からの適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	17	〇〇部ヒアリング記録②	
	18	〇〇部ヒアリング記録③	
	19	〇〇部ヒアリング記録④	
	20	〇〇部ヒアリング記録⑤	
	21	〇〇部ヒアリング記録⑥	
	22	〇〇部ヒアリング記録⑦	
	23	〇〇部ヒアリング時間表③	時間表には、学生等の氏名、所属学部、学年等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	24	〇〇部ヒアリング記録⑧	記録には、学生等の氏名が記載されているものがあり、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 記録は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当
	25	〇〇部ヒアリング記録⑨	記録を公にすることにより、学生等の適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	26	〇〇部ヒアリング記録⑩	

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 4	27	〇〇部ヒアリング事項	記録には、学生等の氏名が記載されているものがあり、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 記録は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当 記録を公にすることにより、学生等からの適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	28	送付書（2021年 9 月13日）	「送付書」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれており、特定の個人を識別できる情報が含まれている。また、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	29	ご連絡（2021年11月16日）	「ご連絡」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれており、特定の個人を識別できる情報が含まれている。また、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	30	要望・質問についての対応表	「要望・質問についての対応表」については、この文書を公にすると、「要望・質問」の内容が明らかとなり、要望者・質問者個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「要望・質問についての対応表」については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 「要望・質問についての対応表」には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	31	2021年11月16日付ご連絡に対する回答検討資料 一式	「ご連絡に対する回答検討資料」については、この文書を公にすると、「ご連絡」の内容が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「ご連絡に対する回答検討資料」には、氏名、電話番号、メールアドレス等が記載されているものがあり、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「ご連絡に対する回答検討資料」については、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「ご連絡に対する回答検討資料」については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 「ご連絡に対する回答検討資料」には、委員等の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員等による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	32	回答書（令和 4 年 1 月28日）	「回答書」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれる。また、この文書を公にすると、「要望・質問」の内容が明らかとなり、要望者・質問者個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	33	要望書（令和5年4月22日）	「要望書」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれる。また、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	34	要望・面会記録（2023年12月21日）一式	「要望・面会記録」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれる。また、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「要望・面会記録」については、面会者の要望内容や面会内容を記録したものであり、公にすることにより、面会者の当法人に対する広聴事務への信頼を損ない、今後の広聴関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 1	1	2019年事故 学生聴取記録一式	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「2019年事故 学生聴取記録一式」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事情聴取により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等からの任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生等だけでなく、ひいては本学学生等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
	2	2019年度事故 学生係長聴取記録一式	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「2019年度事故 学生係長聴取記録一式」には、教職員、学生の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、教職員等の任意の協力による事情聴取に基づく得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに教職員等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき教職員等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する教職員等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該教職員等だけでなく、ひいては本学教職員等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
	3	2019 事件・事故等報告書一式	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「2019 事件・事故等報告書一式」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事情聴取により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生等だけでなく、ひいては本学学生等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
① 4	4	〇〇部関連の事情聴取及び報告一覧	○条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「〇〇部関連の事情聴取及び報告一覧」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、調査の途中過程で作成された文書であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事情聴取を行った事実に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	5	〇〇部ヒアリング案	○条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「〇〇部ヒアリング案」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、調査の途中過程で作成された文書であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事故直後から行った事情聴取により得た情報により記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	6	2021年事故 学生聴取記録一式	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「2021年事故 学生聴取記録一式」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事情聴取により得た情報により記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生等だけでなく、ひいては本学学生等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
	7	〇〇部意見	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号 ・「〇〇部意見」には、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等が自ら行った調査により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等からの適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
① 4	8	電話、対応メモー式	条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「電話、対応メモー式」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、電話の応答内容も特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、調査の途中時期に作成された文書であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、電話での応答内容が記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに教職員等による適正な情報収集・記録が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	9	210625 面談記録	○条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「210625 面談記録」には、面談参加者の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、調査の途中過程で作成された文書であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、面談参加者が語った内容が記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	10	要望・質問についての対応表	○条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「要望・質問についての対応表」には、事故学生、教職員、学生の氏名等が記載されているとともに、質問・要望事項自体が特定の個人を識別できる情報と認められる。また、この文書を公にすると、「要望・質問」の内容が明らかとなり、要望者・質問者個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく調査活動により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく適正な調査活動が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	11	〇〇部 部内報告書第2.1版	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「〇〇部 部内報告書第2.1版」には、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等が自ら行った調査により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等が自ら行った調査による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生等だけでなく、ひいては本学学生等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
	12	〇〇部顧問意見書	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号 ・「〇〇部顧問意見書」には、教職員の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生及び顧問等が自ら行った調査により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに顧問等からの適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	13	〇〇部OBOG意見資料	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号 ・「〇〇部OBOG提出意見資料」には、〇〇部OBOGの氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、〇〇部OBOGからの意見が記録されており、公にすることにより、当法人における広聴事務への信頼を損ない、今後の広聴関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
	14	学生委員会資料一式	○条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号 ・「学生委員会資料一式」には、教職員の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、〇〇部に対する処分を審議、検討するために作成されたものであり、これを公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により学生委員会内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められことから条例第 7 条第 5 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、意思決定後であっても公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに公正な審議、検討、意思決定が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。
① 4	15	220518 ご連絡	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「220518 ご連絡」には、教職員等の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに、適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書は、公にしないことを条件として任意に提供を受けた情報であり、当該情報が公にされないことに対する信頼は保護に値するものであり、これを公にすることにより、情報提供者の信頼を不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
① 5	16	元〇〇部 スライド*（2023リーダー研修会）	○条例第 7 条第 2 号、第 6 号、第 7 号 ・「元〇〇部 スライド*（2023リーダー研修会）」には、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 ・また、当該文書は、学生等が自主的に収集した情報に基づいて作成しており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに、課外活動における事故の再発防止のために、事故に関係した学生等から、その経験に基づいた注意喚起を他の体育会等所属のリーダー学生に行うことが困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。 ・さらに、当該文書はリーダー研修会参加者以外には公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生だけでなく、ひいては本学学生の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。